

# THE WORLD MEDICAL ASSOCIATION

## 未承認の治療とエボラウイルスに関する 総会緊急決議

2014 年 10 月、ダーバン総会（南アフリカ）で採択

WMA は、エボラウイルスの治療に際して、ヘルシンキ宣言第 37 項の内容に準拠することを医師に求める。

### 臨床における未実証の治療

#### 第 37 項

個々の患者の処置において証明された治療が存在しないかまたはその他の既知の治療が有効でなかった場合、患者または法的代理人からのインフォームド・コンセントがあり、専門家の助言を求めたうえ、医師の判断において、その治療で生命を救う、健康を回復するまたは苦痛を緩和する望みがあるのであれば、証明されていない治療を実施することができる。この治療は、引き続き安全性と有効性を評価するために計画された研究の対象とされるべきである。すべての事例において新しい情報は記録され、適切な場合には公表されなければならない。

ヘルシンキ宣言—人間を対象とする医学研究の倫理的原則—

2013 年 10 月 WMA フォルタレザ総会改訂版